住所　福岡市博多区元町２丁目２番１―802号
　孫暁強　平成５年２月１日生
住所　大分市大字小池原819番地２
　楊波　昭和57年６月19日生
住所　東京都江東区南砂２丁目３番３―928号
　王旭宇　昭和53年６月20日生
住所　東京都中央区八丁堀２丁目29番16―702号
　朱新峰　昭和52年１月11日生
住所　埼玉県蕨市塚越４丁目12番37号
　崔日煥　昭和51年７月14日生
住所　さいたま市南区白幡４丁目13番24号
　彭漢剛　昭和53年８月１日生
住所　愛知県長久手市上川原６番地
　王天然　昭和53年４月15日生
住所　名古屋市中区橘１丁目２番８号
　王瑞　昭和57年11月４日生
住所　名古屋市千種区今池２丁目７番26号
　江海寧　昭和58年２月28日生
住所　山形県村山市大字本飯田1601番地
　吳定任　昭和39年４月５日生
住所　東京都杉並区永福４丁目６番19号
　金英特　平成３年４月29日生
住所　香川県香川郡直島町890番地４
　張征　昭和53年５月３日生
住所　千葉市花見川区幕張本郷６丁目16番９号
　馬宝玉　平成２年７月19日生
住所　千葉市花見川区花園４丁目２番９号
　黄興臣　昭和54年５月16日生
住所　千葉県成田市並木町41番地３
　馬嬌丹　昭和46年４月22日生
住所　東京都墨田区八広４丁目29番13―202号
　王震　昭和57年８月24日生
住所　東京都江戸川区東葛西４丁目12番８号
　王波　昭和53年５月29日生
住所　東京都墨田区向島５丁目48番２―302号
　張**盼**　昭和57年６月29日生
住所　福岡市早良区星の原団地37番307号
　韋明　昭和54年６月11日生
住所　三重県四日市市松寺２丁目14番４号
　李加奈子　昭和62年３月22日生
住所　愛媛県松山市西垣生町667番地
　張旭　昭和41年11月18日生
住所　横浜市中区野毛町２丁目86番地８
　楊劍　昭和58年２月８日生
　陳華美　昭和57年４月24日生
　楊綾佳　平成20年12月16日生
　楊夏綺　平成22年８月８日生
住所　横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番28―107号
　姜楠　昭和55年５月16日生
住所　東京都練馬区向山４丁目15番６号
　陳陵燕　昭和58年12月30日生
住所　東京都足立区新田２丁目16番16号
　張阿林　昭和54年２月27日生
住所　長野県飯田市大門町125番地６
　李爽　昭和53年４月６日生
住所　札幌市中央区南13条西１丁目２番16―406号
　姚宏海　昭和53年５月20日生
住所　大阪市城東区東中浜１丁目７番４号
　潘蓉華　昭和57年７月５日生
住所　大阪市都島区大東町３丁目３番１―617号
　張**楠**　昭和58年12月９日生
　何天祐　平成23年５月13日生
住所　大阪府藤井寺市道明寺１丁目21番11号
　董松月　昭和58年10月19日生
住所　大阪府東大阪市本庄西１丁目２番30―401号
　紀文彬　昭和58年２月10日生
住所　千葉県市川市本塩10番20号
　季奕　昭和58年４月19日生
住所　千葉県柏市逆井２丁目13番28号
　能冰　昭和60年８月27日生
住所　東京都江戸川区西葛西６丁目18番19―103号
　李娟　昭和53年９月17日生
住所　東京都墨田区緑１丁目14番16号
　アディカリ・ムディヤンセラゲ・アミラ・スチンタナ　昭和57年５月７日生
住所　東京都江戸川区平井５丁目24番10―202号
　陳向梅　昭和55年11月23日生
住所　東京都足立区古千谷本町３丁目９番10―103号
　潘雲　昭和62年10月２日生

○財務省告示第二百二十一号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一八トン
四	三、四一六トン
五	一一一トン
六	一一トン
七	五トン
八	五トン
九	五、○七七トン
一○	三四八トン
一一	二、一七一トン
一二	一六、六○三トン
一三	九六八、三一四トン
一四	一八六、五一一トン
一四の二	五七、七一四トン
一五	一○○トン
一六	一、○○九トン
一七	一九、七三八トン
一八	三、三四一トン
一九	二三四トン
二○	二トン
二一	三、四七五トン
二二	二三六トン
二三	二六三トン
二四	三一トン
二五	○トン
二六	三○七トン
二七	四四四トン
二八	○トン
二九	一○五トン

○財務省告示第二百二十二号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万五千八百四十四トン
二　冷凍牛肉　四万三千三百四十三トン

○財務省告示第二百二十三号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十一万八千二十八トン
二　生きている豚及び豚肉等　十一万八千三十七トン

○財務省告示第二百二十四号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十三年十二月財務省告示第四百十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣　安住　淳

九中「一チャットにつき本邦通貨一三円」を「一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨九八円」に改める。